

## 令和6年度ぎふ木育指導員認定申請に係る募集案内

### 1 申請資格

ぎふ木育サポーターに登録した「ぎふ木育」の普及に意欲を有する者のうち、次のいずれかの要件を満たし、かつ、県が実施する課題レポート及び面接において認定基準を満たした者とする。

- (1) 「ぎふ木遊館」において、1年以上かつ500時間以上の実務経験を有する者
- (2) 令和2年度以降、「ぎふ木育」を実施するスタッフとして、1年以上かつ60時間以上の実務経験を有し、県が実施する「ぎふ木育」に係る研修等を4回以上受講した者\*

※「ぎふ木育」に係る研修等を4回以上受講した者について

県が令和2年度以降に開催した次の研修等について以下の①から③までについては各1回以上、④又は⑤についてはいずれか1回以上受講した者をいう。

- ① 木育・森林教育指導者養成講座(R2名称:里山づくり後継者養成講座)【ぎふ森林づくりサポートセンター】  
「ぎふ木育」の実践者を対象とし、木育、森林教育の両面から「ぎふ木育」を普及できる人材を育成するため実施するもの
- ② ぎふ木育実践者スキルアップ研修(R2名称:ぎふ木育指導者交流会)【ぎふ木遊館】  
「ぎふ木育」の実践者を対象とし、森や木に関する知識を深めるため実施するもの
- ③ 指導者向け森林教育プログラム【森林総合教育センター(morinos)】  
自然体験指導者、保育士、教員、森のようちえん実践者等を対象とし、森林空間を活用した自然体験活動に取り組む指導者を育成するため実施するもの
- ④ ぎふ木育教室指導者研修【森林活用推進課】  
保育士、幼稚園教諭、児童館関係者等を対象とし、「ぎふ木育概論」について学び、日常の活動に「ぎふ木育」を取り入れるため実施するもの(同一年度を実施された全2回の受講が必須)
- ⑤ ぎふ木育ひろばフォローアップ研修【森林活用推進課】  
「ぎふ木育ひろば」のスタッフを対象とし、木のおもちゃを使った遊び等について学び、「ぎふ木育ひろば」における「ぎふ木育」の体験の充実を図るため実施するもの

### 2 日程

**申込書提出期限：令和7年1月14日(火)必着**

**申請書(別記第1～4号様式及び必要な添付書類)提出期限：令和7年2月12日(水)必着**

面接：令和7年2月20日(木)に実施予定(1月下旬に詳細をお知らせします)

認定証交付：令和7年3月中旬を予定(認定者に対して認定証を送付します)

### 3 申請手続

#### (1) 申請書類

##### ① 申込書(別紙)

※令和7年1月14日(火)までに②～⑥の書類を提出する場合、申込書の提出は不要とします。

##### ② ぎふ木育指導員認定申請書(別記第1号様式)

##### ③ 自己PRカード(別記第2号様式)

##### ④ 課題レポート「わたしの『ぎふ木育』宣言」(別記第3号様式)

##### ⑤ 実務経験証明書(別記第4号様式)

##### ⑥ その他必要な書類(研修等受講実績一覧表(別記第5号様式))

※過年度の申請時に⑤及び⑥を提出した方は、⑤及び⑥の再提出は不要とします。

#### (2) 申請書類の提出先

森林活用推進課 木育推進係 メール：[c11513@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11513@pref.gifu.lg.jp)

(郵送の場合) 〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1

#### (3) 申請手数料

無料

#### 4 その他

- ・ぎふ木育指導員認定者は台帳に登録し、県ホームページにて公開します。申請書の提出をもって、これを承諾したものとみなします。
- ・今回の申請資格の要件による認定は今年度が最後になります。次年度以降は、新たに「ぎふ木育指導員養成講座」を開催し、修了者を「ぎふ木育指導員」として認定する仕組みに変更する予定です。